

2015年11月4日

T P P 協定における著作権法関連事項に対する意見

一般社団法人 日本書籍出版協会

1. 著作物等の保護期間の延長について

- 保護期間の延長そのものに関しては、特段の意見はありませんが、保護期間が延長された場合には、権利者の所在不明の著作物が増加することが予想されます。これらの著作物が円滑に利用されるための方策の検討が必要になると考えられます。このような取り組みに対しては、当協会としては積極的に対応していく所存です。
- わが国はサンフランシスコ平和条約の締約国に対して10年以上の戦時加算の義務を負っており、原則的保護期間が70年に延長されることによって、それらの国々の著作物を実質80年以上片務的に保護することとなり、これは著しくバランスを欠くと言わざるを得ません。戦時加算は、各国との平和条約に係る問題であり、当該二国間の交渉によって解決される問題であることは承知しておりますが、戦後70年を経た現在、同制度の見直しについて、日本国政府として積極的に交渉を進めていただくことを強く希望いたします。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化について

- 著作権等に対する侵害罪の一部について非親告罪とすることは、悪質な海賊版行為等、社会・経済秩序を乱す行為に対しては有効なものであると思います。
- しかし、著作物が実際に侵害されているか否か、その侵害が権利者にとってどの程度重大な影響を及ぼすものであるかについては、権利者自身しか知りえない場合が少なくないと考えます。
- また、新たな著作物が生まれるときには、長い歴史の中に存在してきた無数の著作物の成果の上に立って創作がなされる場合がほとんどであり、過去のいずれの著作物の影響を全く受けないものが創造されることはほとんど考えられません。それが表現それ自体に及ぶ場合には、引用の要件を満たすことで許諾なしに認められる場合もあれば、著作者の許諾を得て転載あるいは翻案等がなされる場合もありますが、許諾が必要な使用であるか否かについてグレーな場合が相当程度存在することが避けられません。そのようなものに対し、権利者がどのように考えるかは様々な要因に基づくものであり、第三者が客観的に判断することはできません。
- このように、新しい著作物の創造あるいは二次創作物が合法的であるか否かは、著作権者の意思に負うところが多く、このような場合にも非親告罪を適用することは、新

たな文化を産み出すインセンティブに対する萎縮効果を及ぼす恐れが大きいと考えます。

- したがいまして、非親告罪の対象となる範囲は社会秩序もしくは経済秩序を乱すような重大な侵害行為に限定して定めることが適当であり、上記のような新たな創作行為を萎縮させることのない制度とするよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。
- なお、非親告罪化がなされた場合、出版・表現行為に対して、行政機関あるいは捜査機関による捜査等が現在よりも安易に行われるようになるのではないかとの懸念を、特に雑誌ジャーナリズムに携わる出版人の多くが抱いているという現実があります。非親告罪化は刑事訴訟手続上の問題であり、現在の刑事捜査の実務が大きく変更されることに直接つながるものではないことは承知しておりますが、実際の運用において上記のような懸念が現実のものにならないよう十分な配慮が払われることを強く希望します。

3. 損害賠償制度の見直しについて

- 新刊書籍 1 点当たりの発行部数は、ごく一部のベストセラーを除けば、多くても数千部程度であり、専門書では 1000 部程度という例も少なくありません。仮に侵害行為が生じたとしても、賠償額はさほど大きな額になることはほとんどなく、裁判で勝訴しても、賠償額が弁護士費用を下回る例も見受けられ、また、そのような事態を予想して「泣き寝入り」するケースも散見されます。
- 上記のような事態も勘案しつつ、我が国の民法における填補賠償原則にも則した形で、相当な賠償が受けられる適切な「法定の損害賠償制度」の整備が図られることが期待されます。

4. その他

- TPP 協定第 18 章「知的財産」の章では「オンラインの著作権侵害の防止」として、加盟国にわが国のプロバイダ責任制限法と同様の制度導入を求めています。わが国には制度自体は存在しますが、プロバイダ事業者から権利者に求められる権利行使要件のハードルは、米国のデジタルミレニアム著作権法のルールよりも高いというのが、出版社における侵害対策担当者の共通の認識です。同法が、文部科学省の所管ではないことは承知しておりますが、一部非親告罪化や法定賠償制度と同様に、著作権侵害への対応として実務上重要な問題だと考えられるため、あえて言及させていただきました。

以 上